

## 登別市最低制限価格設定基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、登別市が競争入札により工事の請負契約並びに工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の請負に係る契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

### (対象とする入札)

第2条 この基準の対象とする入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が130万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が50万円を超える工事に係る測量、地質調査その他の調査及び設計

### (公告等への記載)

第3条 市長は、入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告、指名通知等に次の事項を記載するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定されないこと。

### (工事請負契約に係る最低制限価格の算定方法等)

第4条 工事請負契約に係る最低制限価格は、対象工事の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（以下「端数処理後の額」という。）とする。ただし、その額が、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）の10分の9.2を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額（端数処理後の額）とし、入札書比較価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（端数処理後の額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で最低制限価格を定めることができる。

### (工事に係る業務委託の最低制限価格の算定方法等)

第5条 工事に係る測量、地質調査その他の調査及び設計の最低制限価格は、次に掲げる業務委託の種類に応じて算出して得た額（端数処理後の額）とする（一の契約の中に二以上の業務委託が含まれる場合は、業務委託の種類ごとに算出した額の合計額（端数処理後の額）とする。）。ただし、その額が入札書比較価格の10分の8を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額（端数処理後の額）とし、入札書比較価格の10分の6に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額（端

数処理後の額)とする。この場合において、測量にあつては「10分の8」とあるのは「10分の8.2」と、地質調査にあつては「10分の8」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えて得た額とする。

(1) 測量

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 地質調査

- ア 直接人件費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 補償調査

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分4.5を乗じて得た額

(4) 設計(建築)

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(5) 設計(土木)

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額(端数処理後の額)までの範囲内で最低制限価格の額を定めることができる。この場合において、測量にあつては「10分の8」とあるのは「10分の8.2」と、地質調査にあつては「10分の6」とあるのは「3分の2」と、「10分の8」とあるのは「10分の8.5」と読み替えて得た額とする。

(予定価格調書への記載)

第6条 最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に記載するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札者に対して、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、当該入札をした者を失格とし、落札者としめない旨を告げるものとする。

- 2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした

者を落札者とする。

- 3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(入札経過の報告)

第8条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札経過表に当該入札をした者を失格とした旨を記載するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に入札公告等を行う入札から適用する。
- 2 工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準(平成31年4月1日市長決裁)は、廃止する。